

令和6年 北秋田市農業委員会 第6回総会

1. 開催日時 令和6年6月14日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 北秋田市交流センター 1階 講堂

3. 出席委員（34名）

2番 佐藤 稔	3番 宮腰 文義	5番 佐藤 邦久
6番 中林 めぐみ	7番 長崎 成人	8番 堀部 聡
9番 多賀谷 テル子	10番 長岐 正	11番 松岡 英敏
12番 伊藤 鶴一	13番 土田 紀子	14番 藤島 喜美男
15番 成田 博幸	16番 寺田 一徳	17番 武田 響一
18番 武石 修一	19番 佐藤 茂延	20番 金田 悦子
21番 藤岡 智洋	22番 中嶋 力藏	23番 佐藤 利子
24番 松橋 利彦	25番 伊東 誠子	26番 出川 信久
27番 佐藤 政信	28番 小笠原 千春	29番 澤藤 匠
30番 土濃塚 謙一郎	31番 野呂 義久	32番 若松 一幸
33番 佐藤 整	34番 金 俊英	36番 佐藤 篤史
37番 長岐 一志		

4. 欠席委員（2名）

1番 櫻井 豊	4番 鈴木 豊
---------	---------

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第12号	会務報告
第 2	報告第13号	専決処分の報告
第 3	議案第25号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 4	議案第26号	農地法第5条の規定による許可申請について
第 5	議案第27号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 6	議案第28号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

25番 伊 東 誠 子 26番 出 川 信 久

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、只今より令和6年 北秋田市農業委員会 第6回総会を開会いたします。 始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。1番 櫻井 豊 委員、4番 鈴木 豊 委員の2名となっております。 委員総数36名中、34名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 25番 伊東 誠子 委員、26番 出川 信久 委員にお願いします。 それでは案件に入ります。報告第12号「会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	事務局成田です。議案書2ページをお開きください。 報告第12号 令和6年5月分会務報告です。 はじめに、5月1日 農業委員会農地事務新任者研修会がアキタパー

クホテルにおいて開催され事務局長と菊地副主幹が出席しております。

以下記載のとおりであります、件数が多いためかいつまんでご報告いたします。

4月3日と16日、秋田たかのす農業協同組合の女性部におきまして、農業委員5名による講演を実施しております。こちらにつきましては後ほど委員からもご報告いただくこととしております。

29日には、東京都におきまして全国農業委員会会長大会、ならびに県選出国會議員要請集会が開催されました。また、30日、31日の両日は神奈川県藤沢市、鎌倉市へ県北地区会長会視察研修としていずれも会長と事務局長が参加しました。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がなされましたが、4月3日・16日に開催された農協女性部での講演に関して、当日参加された委員からも報告をお願いしたいと思います。

6番 中林めぐみ 委員、23番 佐藤利子 委員からお願いします。

6番、23番

(6番 中林めぐみ 委員、23番 佐藤利子 委員から報告)

議 長

お二方、ありがとうございました。

次に去る5月29日から31日までの日程で、当職ならびに事務局長が全国農業委員会会長大会、県選出国會議員要請集会、県北会長会視察研修に参加してまいりましたので、その概要をご報告します。

(用務内容を報告)

議 長

以上は会務報告でありますのでご了承いただきたいと思います。

次に報告第13号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

事務局成田です。それでは議案書3ページをお開きください。

報告第13号「令和6年5月分 専決処分の報告」です。

表の5月の列をご覧ください。

(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理が 23 件、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理が 3 件、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が 3 件、合計 29 件の処理を実施しました。

4 ページからその内訳となります。

はじめに、(4) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、13 ページの受付番号 23 番まで、合計 178 筆、面積 203,154 m² となっております。

次に、(5) 農地所有適格法人の報告書の受理です。法人の名称、受理日等は 13 ページ中ほどに記載のとおりとなっております。

次に、(7) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理（農地法第 18 条第 6 項の合意解約ほか）です。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 14 ページの受付番号 3 番まで、合計 9 筆、面積 18,655 m² となります。

報告は以上です。

議長

報告第 13 号について事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 15 ページをお開きください。

議案第 25 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年6月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

(受付番号1番を朗読)

以下、受付番号3番まで、合計4筆、面積8,028㎡となります。

なお、これらの件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

農地法第3条第2項各号については16ページをご参照ください。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。13番 土田 紀子 委員からお願いいたします。

13番

13番の土田です。番号1番から3番の3件を報告させていただきます。

調査日は6月7日、調査員は14番 藤島 委員、15番 成田 委員、16番 寺田 委員、17番 武田 委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主幹、疋田主査の計7名で、市役所第二庁舎会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

まず、申請番号1番は資料の19ページから20ページになります。

下杉字大野堂ノ上の申請地は、下杉集落から、北秋田市民病院に向かう道路沿いで、譲受人である法人の作業場から道路を挟んで向かいにある農地でした。

衛星写真を使い確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

つぎに、申請番号2番は、資料の21ページから22ページになります。

七日市字金堀沢口の農地は、大畑集落に隣接した整備されたほ場の中にある農地でした。

衛星写真を使い確認したところ、申請地は適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

つぎに、申請番号3番は、資料の23ページから24ページになりま

す。

坊沢字相善岱の農地は、旧鷹巣西小学校から東に約 8 5 0 m ほど進んだところの、国道 7 号線沿いにある農地でした。

衛星写真を使い確認したところ、申請地は適切に管理されており耕作が可能な状態とみられ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長

土田 委員、ありがとうございました。

議案第 2 5 号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員からご説明いただきました。

それでは、議案第 2 5 号について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

5 番

5 番佐藤です。受付番号 1 番の譲渡人〇〇〇〇外 1 名とありますが外 1 名とは譲渡人という関係のある方でしょうか。

事務局

事務局足田です。外 1 名とは譲渡人の配偶者で、持ち分 2 分の 1 ずつの農地ということでこのような表記となっているものです。

3 2 番

3 2 番若松です。受付番号 3 番についてですが、農地の売買としては高値の取引と見受けられますが、何か特別の事情があるものでしょうか。

事務局

申請受付時に経緯を確認したところ、本農地はかねてから譲受人が譲渡人から賃貸借して耕作されてきたものであるということと、売買価格については国道 7 号線に面している土地であることから宅地価格を参考にして双方合意のうえで決定したものであるとのことで、譲受人は今後とも耕作を続けていく意向であるとのことです。

議 長

その他質問等はございますか。

(なしの声)

議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。 議案第 2 5 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め決定いたします。 次に、議案第 2 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 2 5 ページをお開きください。 議案第 2 6 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」 農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和 6 年 6 月 14 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志 (受付番号 1 番を朗読) 以下、受付番号 2 番まで、合計 2 筆、面積 1,222 m²となります。 以上ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。 1 4 番 藤島 喜美男 委員からお願いいたします。
1 4 番	1 4 番の藤島です。申請番号 1 番と 2 番を報告させていただきます。 調査日と調査員は、先程の報告と同様です。 まず、申請番号 1 番は、資料の 2 7 ページから 3 0 ページになります。 栄字太田新田の申請地は、北秋田市土地改良区から道沿いの商業施設の方に 2 3 0 m ほど進んだところにある農地でした。転用目的は一般住宅用地に供するとのことでした。土地改良区の同意も得ており、雨水が道路や周辺の農地に流れないようにきちんと計画されておりました。 衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。 つぎに、申請番号 2 番は、資料の 3 1 ページから 3 4 ページになりま

す。

脇神字平崎川戸沼の申請地は、鷹巣橋から南鷹巣の方に向かって100mほどの場所にあり、譲受人である法人の駐車場に隣接している農地でした。転用目的は従業員の寮に供するとのことでした。

衛星写真と直前に事務局で撮影した現地の写真で確認したところ、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議 長

藤島 委員、ありがとうございます。

議案第26号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員から説明いただきました。

それでは、質疑に入ります。

議案第26号について何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第26号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書35ページをお開きください。

議案第27号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法 附則 第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和6年6月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

はじめに所有権移転です。

(受付番号 1 番を朗読)

以下 22 ページの受付番号 2 番まで、合計 11 筆、面積 19,639 m²となります。

続いて利用権設定です。

(受付番号 1 番を朗読)

利用権設定は以上 1 件です。

続いて一括方式です。

議案書 38 ページをお開きください。

(受付番号 1 番を朗読)

以下、40 ページの受付番号 5 番まで、合計 13 筆、面積 28,308 m²となります。

以上の議案第 27 号に関する案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第 27 号について事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第 27 号について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

議案第 27 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

次に、議案第 28 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 41 ページをお開きください。

議案第 28 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和 6 年 6 月 14 日提出、北秋田市農業委員会会長 長岐一志

本件は利用権移転案件です。

(受付番号 1 番を朗読)

以上 1 件ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

議案第 28 号について質疑に入ります。

何かご質問、ご意見等ございませんか。

10 番

10 番長岐です。この渡し人の方は去年からもう解約していると思いますが、手続きに時間がかかったのは何か理由があったのでしょうか。

事務局

事務局疋田です。本件は中間管理機構を通じて賃貸借している案件ですが、集積協力金をもらっていたことから、渡し人が農業をやめたことにより協力金の返還が発生するかもしれないということで、その内容を確認する必要があったことと、次の耕作者が見つかった際に一度解約してから契約する方法、あるいはそのまま解約せずに利用権だけに移す方法がありますが、どの方法が最適であるか調べるため解約できずにいたのですが、今般次の耕作者が決まり利用権の移転をすることとなったということで、結果として時間を要することとなったのが理由であります。

10 番

実は私も中間管理機構を通して契約を解約したいと考えているの

ですが、協力金をもらっている場足精算が伴うことがあるようですが、解約は簡単にできるものでしょうか

事務局 解約の手続きをする場合は地主さんと現に耕作している方が農林課の方に行って手続きしていただくことになりますが、その際に協力金をもらっていることによる影響について確認することができますし、前もってその影響を把握したいということであれば借り手、貸し手どちらか一方からの問い合わせであってもお答えすることができるかと思われませんが、この場で即答できるものではないため詳細については農林課担当にお訊ねいただければと思います。

議 長 はい、よろしいでしょうか。その他ございますか。

19番 19番佐藤です。資料14ページにも同じ渡し人の方の合意解約等の届出の受理がありましたが何か関連があったもののでしょうか。

事務局 14ページの方に同様の事例があるという件ですが、こちらは解約して再契約しても協力金の方に影響はないことが判明したことから手続きを進めたもので、協力金関係で手続きが遅れているという点は共通しているのですが、議案第28号とは直接の関係はございません。

19番 こういう関係でこれまで協力金の返還にまで至った事例はあったもののでしょうか。

事務局 事務局でも個別の案件すべてを把握しているわけではありませんが、農林課の方へ解約したいという相談があった際、協力金返還のリスクがあるかもしれないという点を特に注意して説明しているということはどうかがっております。

19番 事情としてはわかっているが起こってしまってからではどうにもならない。機械等の高騰や高齢化によって耕作をやめたいという声が聞かれるなか、そのような声に対して制度上はやむを得ないのだけれども、返還というふうにならないよう、状況によってその辺を農林課とも話をしながら農業委員会としてうまく対応していってもらいたいと思います。

議 長

これについてはご要望、ご意見として承っておきます。
その他質問等はございますか。

(なしの声)

議 長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。
議案第 28 号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 6 年第 6 回定例総会を閉会します。